

国公有財産の最適利用プランの策定(京都府舞鶴市)

庁舎等利用計画図

最適利用の基本方針

舞鶴市は、①老朽化が進む西消防署と東消防署中出張所の統合、②東消防署中出張所の統合により生じる跡地の有効活用、を検討していた。

①について、西消防署のエリアに所在する国有地を舞鶴市が取得し、新西消防署を整備。西消防署の跡地は消防倉庫等に活用。

②について、東消防署中出張所に隣接する国有地を舞鶴市に売却。市有地と一体の土地として有効活用を図る。

上記プランにより、国は国有地を処分、舞鶴市は防災拠点の整備等が可能となり、地域ニーズを踏まえた国公有財産の最適利用が実現できるもの。

対象財産の概要

【国有財産】

- ・京都府舞鶴市字西小字西町108番1ほか2筆
(土地:6,379.25㎡)
- ・京都府舞鶴市字余部下小字余部下1191番1
(土地:2,279.91㎡)

【市有財産】

- ・舞鶴市西消防署(S59年築)
- ・舞鶴市東消防署中出張所(S57年築)

対象(計画)期間

令和4年度から6年度

